

犬山市障害者基幹相談支援センター運営業務委託にかかる質問回答書

	質問	回答
1	<p>【仕様書 P1 3(2)】 “地域の相談支援事業者の人材育成の支援”のうち、“サービス等利用計画の点検・評価”は、総合支援法第四十二条2、第五十一条の二十二2に基づき行われ、評価の実施主体は市町村であるが、現状犬山市ではどのような仕組みで実施されているのか。 委託後の評価の仕組み再構築や評価そのものへの市職員の関与度はいかに。また点検・評価に関わる基幹職員の職務内容はどのようなものと想定されているのか。</p>	<p>現在は市職員が支給決定の際に行っており、基幹相談支援センター設置後も市で実施します。 基幹相談支援センターでは、人材育成の視点から相談支援専門員が計画作成する際の視点や計画への記載表現などへの助言や相談、研修などの実施を想定しています。また、市職員への助言や相談対応も含まれます。</p>
2	<p>【仕様書 P1 3(4) P2 6(1)②】 24時間対応の犬山市虐待防止センターと基幹相談支援センターの関係はどのような関係を想定されているのか。6(1)②“時間外においても緊急時の対応や虐待通報受理ができる体制”とある。虐待通報の受理は市(虐待防止センター)が行うものであるが、虐待防止、発生対応に関して基幹職員に期待する役割は何か。</p>	<p>基幹相談支援センターの職員は、虐待防止センターの業務の一部を担いコアメンバーとなります。①通報又は届出の受理②虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導、助言③虐待防止の啓発を行います。虐待通報又は届出を受理した場合は、速やかに市へ連絡すると共に、立入調査が必要な場合は市職員に同行し確認調査を共に行い対応します。</p>
3	<p>【仕様書 P1 3(4) P2 6(1)②】 “時間外においても緊急時の対応や虐待通報受理ができる体制”“携帯電話による体制”とある。センター職員が夜間休日にも携帯電話を所持し、直接利用者や関係機関その他からの応召に対して待機する、“オンコール体制”をとるといふことか。指揮命令、場所的拘束性や時間的拘束性の程度は、どの程度を想定しているのか。</p>	<p>夜間の虐待通報は市の代表電話で受けます。宿直職員より福祉課へ連絡が入った場合、基幹相談支援センターへ通報又は届出の受理を依頼します。指揮命令等は受託法人で行います。立入調査が必要な場合は、市職員と共に対応します。</p>
4	<p>【仕様書 P1 3(4)】 虐待防止センター開所から各年の対応延べ件数、対応にかかった時間(うち時間外対応)はどのくらいか？</p>	<p>平成24年10月1日虐待防止センター設置。設置後の通報受付延件数18件(直近3年平均は5件)。対応時間はケースにより異なりますので示すことができません。時間外の通報受理は設置以来、実績はありません。</p>

5	<p>【仕様書 P1 3(5)】 “犬山市障害者自立支援協議会の事務局運営”に関しては、現在、福祉課職員で行っている事務局業務(各会議の開催調整、資料作成等※)の事務量(ひと月当たりの総従事時間数)はどの程度か。基幹相談支援センターへは、その事務※も含めて全事務局業務の委託なのか。あるいは、事務局の本来機能である、情報整理や課題分析、協議事項の進捗管理、運営スケジュールの管理等の協議会運営の核となる機能を担うのか。つまり、どのような事務局機能の委託と福祉課との協働を想定しているのか。</p>	<p>犬山市障害者自立支援協議会は全事務局業務を委託します。福祉課は行政の立場として連携・協働していきます。 現在の総従事時間数は、97.2時間/月です。</p>
6	<p>【仕様書 P1 3(6)】 “一般的な相談支援”とは総合支援法第77条に規定される市町村必須の障害者相談支援事業を指すのか。だとすると、基幹相談支援センター運営委託の中に、別事業である障害者相談支援事業も含めての委託となるのか。</p>	<p>基幹相談支援センター受託法人において、基幹相談支援センターと一体的に実施するため、一般相談支援事業も今回の委託に含めます。</p>
7	<p>【仕様書 P1 3(6)】 現在、市役所福祉課で実施されている“一般的な相談支援”の年間対応ケース数(実数、延べ)はどのくらいか。</p>	<p>一般的な相談支援の年間対応数 H28実績 実人数120人/年、延件数654件/年 H27実績 実人数193人/年、延件数974件/年</p>
8	<p>【仕様書 P2 4(3)②】 “専門的職員の社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等”の‘等’は、例えばどのような資格者を想定しているのか。</p>	<p>社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師などを想定しています。</p>
9	<p>【仕様書 P2 4(3)②】 “専門的職員を常勤換算で2名以上とあるが、要件を満たせば法人の運営する一般相談支援事業所、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所に専門的職員をそれらの事業所の相談員として兼務をさせてもよいか。</p>	<p>要件を満たし、基幹相談支援センター業務に差し障りがない場合、兼務も可能とします。</p>

10	<p>【仕様書 P2 4(4)】 『最低1名以上の職員を事務所に残し業務に対応』の中の“事務所”での“業務”とは何を指すのか。 センターは福祉課内(次項7)とのことだが、訪問、会議等基幹の多岐にわたる業務をこなしながらも窓口開設時間内にセンター内に常時人員を確保し待機させなければならないということか。</p>	お見込みのとおりです。
11	<p>【仕様書 P2 6(1)①】 業務の性格上、当事者の状況に合わせた相談支援の時間設定が必要となるため、窓口開設日、開設時間外の相談対応も生じると思われるが、その際の面接場所として福祉課ないしは市役所施設、設備を使用することは可能か？</p>	可能です。
12	<p>【仕様書 P3 8(5)】 “(1)から(4)の設備類及びその他の設備に関する経費は、受託者が負担すること。”となっているが、同項(1)、(3)についてどのような経費を想定しているのか。</p>	(1)、(3)の経費は11(2)②施設使用料となります。
13	<p>【仕様書 P4 10】 “事業計画、事業報告及び調査等”の“調査”とはなにか。</p>	記載誤りです。10.事業計画、事業報告としてください。
14	<p>【仕様書 P4 10(1)】 自立支援協議会への実績報告とあるが、年度毎、全体会への報告ということでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
15	<p>【仕様書 P4 11(2)②】 市施設使用料の内訳は具体的には何か。業務用自動車の駐車料も含まれているのか。</p>	執務スペース(事務員3名、相談室、休憩室、質問12の経費等)及び業務用自動車2台分の駐車料金を含みます。個人の通勤用車両の駐車は不可です。※契約の段階で協議します。
16	<p>【様式4】 各職員の記入欄のうち“相談経験年数”の年数は、いわゆる施設、病院等での一般的な障害者に関する相談を行った年数か。または事業所での基本相談、計画相談を行った年数になるのか。</p>	障害者に関する相談を行った年数を記載してください。